

令和5年12月

臨時会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和5年12月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

日 時 令和5年12月22日（金）午後2時45分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター2階会議室2

議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案

議案第12号 高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 須崎斎場の指定管理者の指定について

出席議員	1 番	西村 泰一
	2 番	平井 和久
	3 番	森 武士
	4 番	味元 和義
	5 番	池田 洋光
	6 番	中城 重則
	7 番	土釜 清
	8 番	吉田 尚人
	9 番	池田 三男
	10 番	西元 和代

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	中山 明

事務局職員出席者	管理局长	松木 貞男
	事務局長	谷田 文洋
	係長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後 2 時 3 6 分 開議

◎議長（中城 重則 君）

定刻となりましたので、ただ今から会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和 5 年 1 2 月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間と決定をいたしました。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 6 2 条の規定により、3 番、森武士君、8 番、吉田尚人君を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第 3、議案第 1 2 号から議案第 1 4 号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、本議会に提出いたしております議案につきましては、令和 5 年度人事院勧告に伴う、特定任期付職員給料表に関する条例改正、同じく租税債権管理機構の任期付職員給料表に関する条例改正、そして須崎斎場の指定管理に係る議決事項と、全 3 議案を上程させていただいております。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますが、須崎斎場の指定管理者の指定につき

ましては、年度当初より指定管理者の選定に向けて取り組んでおりましたところ、引き続き現在の管理者であります、株式会社五輪が選定候補者となりましたので、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、本議会にご提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経ておりますが、議員の皆様のご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

続いて議案の説明を求めます。谷田事務局長。

◎事務局長（谷田 文洋 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

谷田事務局長。

◎事務局長（谷田 文洋 君）

はい。それでは、議案についてご説明いたします。

議案第12号「高幡広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

こちらは、令和5年度人事院勧告に伴い、当組合の特定任期付職員給料表についての改正でございます。

1号級から4号級につきましては、須崎市の再任用職員の給料表に準じて、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項を適用し、5号級から7号級については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第7条の俸給表に準ずることから、別表第1、特定任期付職員給料表については、令和5年4月1日から適用として改正を行うものでございます。

議案書3ページについては、新旧対照表でございます。以上が、議案第12号についてのご説明でございました。

◎議長（中城 重則 君）

次に、松木管理局長。

◎管理局長（松木 貞男 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

松木管理局長。

◎管理局长（松木 貞男 君）

次に、議案第13号、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも先程の議案第12号に関連するもので、須崎市の給料表に準ずる改正を行うものでございます。以上です。

◎議長（中城 重則 君）

続いて、谷田事務局長。議案第14号を。

◎事務局长（谷田 文洋 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

谷田事務局長。

◎事務局长（谷田 文洋 君）

はい。それでは、議案第14号「須崎斎場の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

こちらについては、株式会社五輪との間に締結しております「須崎斎場の管理運営に関する基本協定」について、基本協定期間が令和6年3月31日までとなっているため、令和5年5月19日に開催いたしました、第1回須崎斎場指定管理者選定委員会にて、候補者の選定は公募によることを決定し、8月18日付にて現在の指定管理委託先であります株式会社五輪、1社より指定管理者指定申請書を受理いたしました。

その後、質問書への回答等を経まして、9月27日に第2回須崎斎場指定管理者選定委員会を開催し、申請者からの説明及び委員による点数による評価を行った結果、選定基準を満たし指定管理者候補者に選定されました。

株式会社五輪につきましては、富山県に本社を置き、全国227斎場での管理実績を有し、施設管理や運営全般にわたり安全かつ確実な火葬を実施できる体制が整っていることから、今後も効率的で安定した運営を期待できるものとして候補者に選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に指定することについて議決を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第12号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより議案第14号について質疑を行います。
質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)
討論なしと認めます。
これより議案第14号の採決を行います。
本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)
挙手全員と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
以上で、本臨時会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。
楠瀬管理者から挨拶があります。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)
議長。

◎議長(中城 重則 君)
楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)
閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切にご決定を賜りましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。
寒い日が続きますので、なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和5年12月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員